

第7回 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会



内閣府公益信託イメージキャラクター
「こうえきしんたくん」

令和7年8月22日

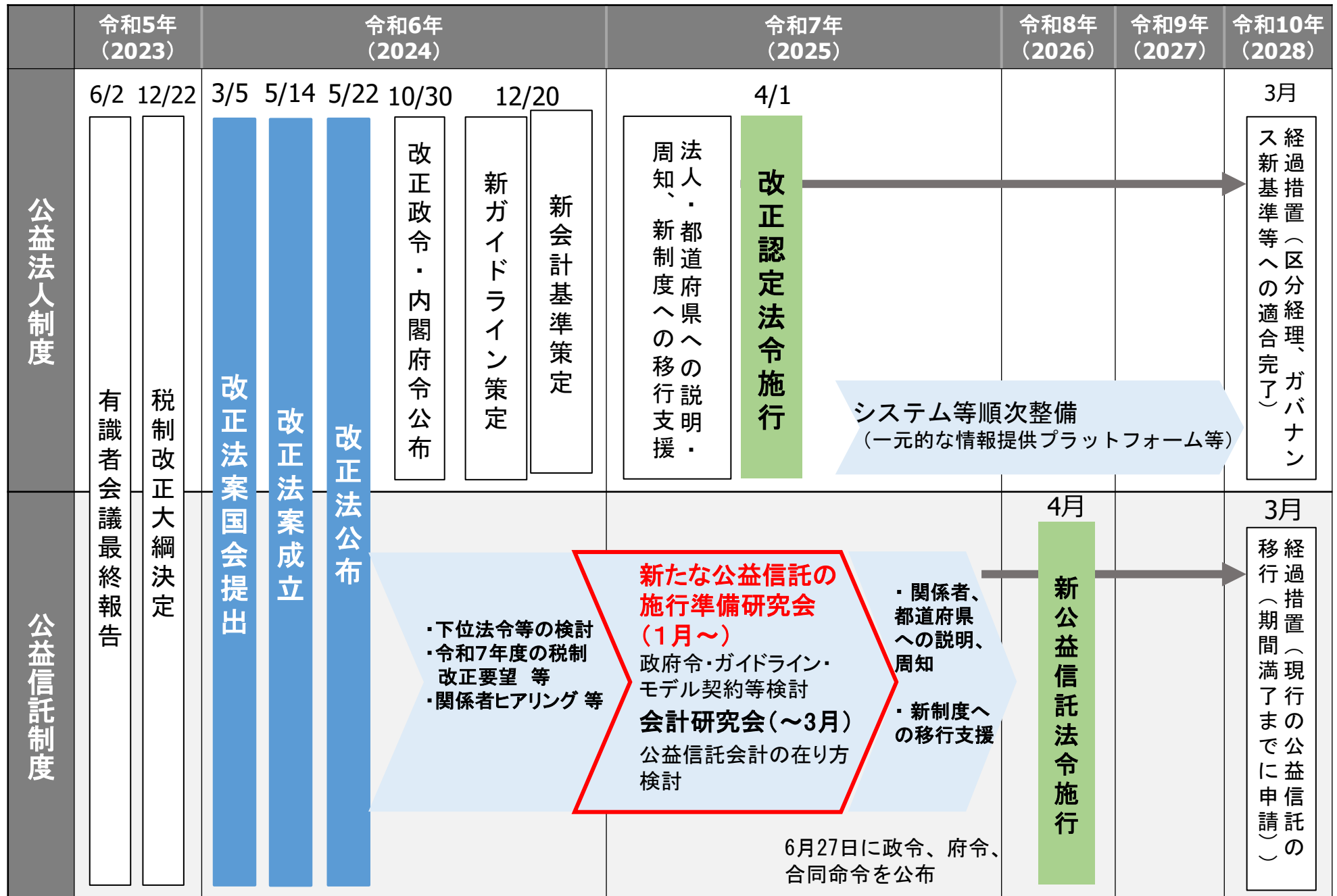
内閣府公益認定等委員会事務局



目次

1. ガイドラインの検討に関する討議	P 7
第4章（公益信託認可の申請等）	P 9
第5章（公益信託の財務規律・情報開示等）	P 21
2. ワークショップについて	P 25

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の設置 - 制度改革の現在地 -



法律

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）

- ・ 主務官庁制の廃止、公益法人と共通の行政庁による一元的認可・監督制度
- ・ 公益法人と整合的な認可基準の法定
- ・ 公益信託認可に伴う税制優遇の措置に関する税制改正

施行準備研究会の目標

政令

①施行日令、②施行令、③整備政令

- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年政令第276号）と整合的な整備
- ・ 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成4年政令第162号）廃止（主な論点）特別の利益を与えてはならない公益信託の関係者 等

内閣府令 （合同府省令）

①内閣府令、②内閣府・法務省の合同省令（信託法読替え部分）

- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）と整合的な整備、信託計算規則（平成19年法務省令第42号）等との関係整備
- （主な論点）
信託行為に定める事項、公益信託認可等の申請手続、公益信託認可基準（受託者・信託管理人の能力要件等）、特定資産公益信託の要件、財務規律（中期的収支均衡、公益事務割合、使途不特定資産）、公益信託報酬の支払基準、定期提出書類の作成、提出等

ガイドライン モデル契約、会計 の在り方等

①ガイドライン、②モデル契約書等

- ・ 公益法人のガイドライン（令和6年12月）と整合的な公益信託ガイドラインの策定
- ・ モデル公益信託契約等の策定（特定資産公益信託、移行に関する書式その他）
- ・ 公益信託の活用を広げるための基準やひな型の提示

③会計の在り方、④都道府県の体制整備の支援、⑤移行支援、⑥公益信託DX、⑦広報・啓発

- ・ 公益信託の計算書類等について、ガイドライン等と一体的に検討
- ・ 主務官庁制の廃止等に伴う都道府県の体制整備の支援
- ・ 既存の公益信託の移行に関する手続きの明確化 等

新たな公益信託制度の施行準備研究会の設置 - 詳細スケジュール案 -

第1回～第4回 (1～4月)

主な討議事項

- ・ 制度全体・政令に関する討議
- ・ 内閣府令(法律施行規則)関係に関する討議
- ・ 合同命令関係に関する討議
- ・ 公益信託の施行に向けた課題の整理を含めた自由討議
- ・ パブリックコメント等の回答を踏まえた意見交換 等

第5回～第6回 (5月～6月)

- ・ モデル信託契約についての意見交換
- ・ ガイドラインの検討について

第7回 (8月22日)

本日の議題

- ・ ガイドライン等についての意見交換

第8回以降 (9月～)

- ・ ガイドライン、モデル契約、会計の在り方等についての意見交換

他の施行準備

・ 公益信託における会計の在り方についての検討(公益法人会計研究会)

→本研究会へ統合

・ 関係法令の整備等

・ 都道府県等への説明会等の実施

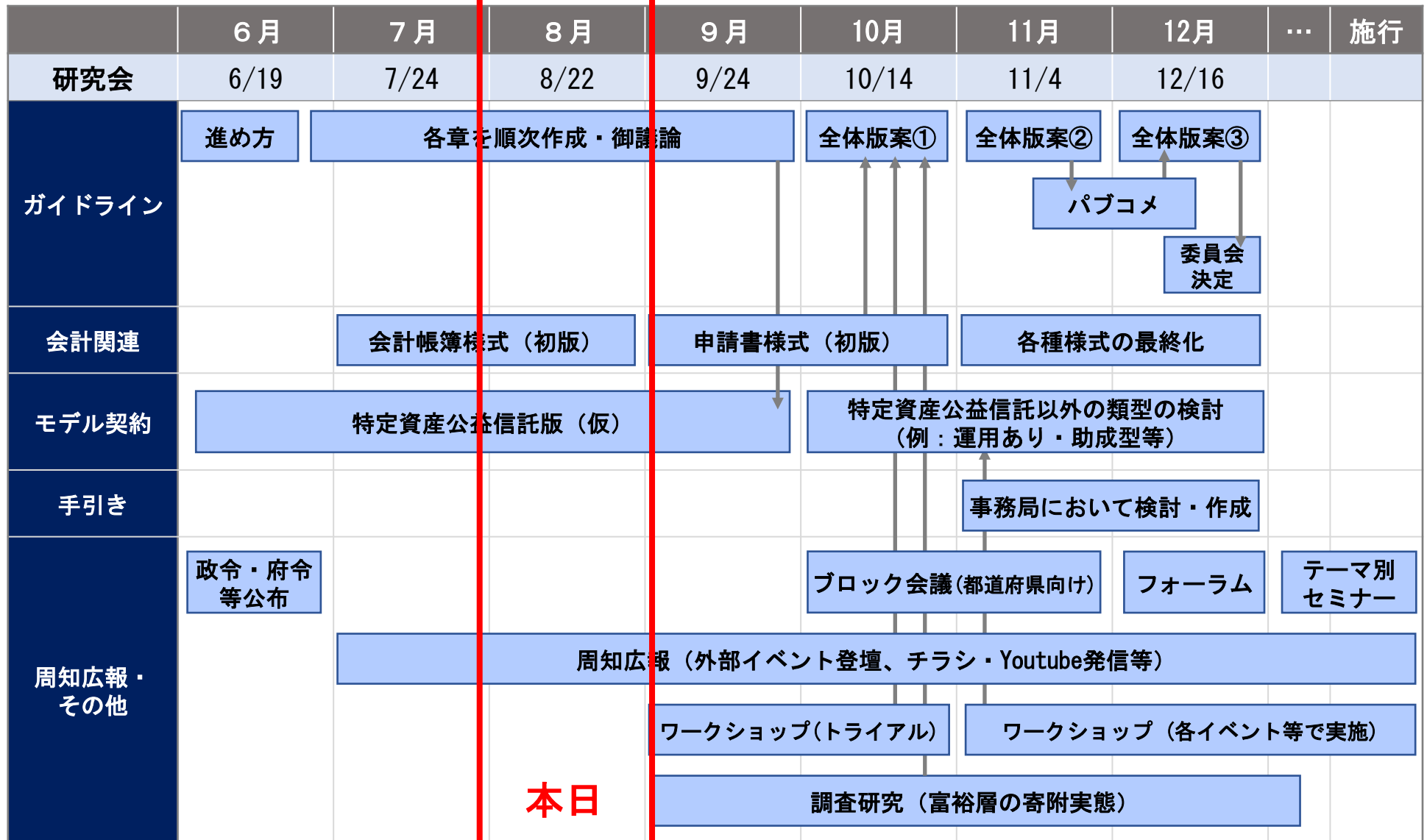
・ 新たな公益信託に関するニーズ調査

・ 積極的な情報発信等

施行予定(令和8年4月)

(1) スケジュール

・ ガイドラインについては、本年12月中の策定を目指して検討を行う。



本日御意見をいただきたい事項

○ ガイドラインの検討に関する討議

1 第4章（公益信託認可の申請等） — 【資料2】

- (1) 信託行為に関する留意事項
- (2) 公益信託認可の申請

2 第5章（公益信託の財務規律・情報開示等） — 【資料3】

- (1) 信託事務年度終了後に作成・備置きする書類
- (2) 信託法第37条第1項及び第2項に規定する書類

(御参考) ガイドラインの概要 (構成・目次)

・ガイドラインの構成については、概ね公益認定等ガイドラインに沿った構成とする予定。

- ① 公益認定等ガイドラインをベースに、公益信託の特性を踏まえた修正をする項目 ⇒ 青色
- ② 公益認定等ガイドラインにはない主な仕組みについて、新たに書き起こす項目 ⇒ 桃色

公益信託認可ガイドライン (仮称) (案)		公益認定等ガイドライン	
第4章 公益信託認可の申請等	第1 行政庁 (法第3条) 第2 公益信託認可の申請 (法第7条) 第3 公益信託の変更等の認可 (法第12条) 第4 公益信託の変更の届出 (法第14条) 第5 受託者の辞任の届出等 (法第15条) 第6 公益信託の併合等の認可 (法第22条) 第7 公益信託の継続 (法第24条) 第8 信託の終了の届出 (法第25条) 第9 清算の届出 (法第26条) 第10 残余財産の帰属 (法第27条) 第11 信託行為に関する留意事項 (信託の基礎知識)	第4章 認定の申請等	第1 行政庁 (法第3条) 第2 公益認定の申請 (法第7条) 第3 変更の認定 (法第11条) 第4 変更の届出 (法第13条) 第5 合併等の届出 (法第24条) 第6 合併による地位の承継の認可 (法第25条) 第7 解散の届出 (法第26条) 第8 公益認定取消しの申請 (法第29条第1項第4号) 第9 定款に関する留意事項
第5章 公益信託における財務規律等	第1節 財務規律 第2節 情報開示 第3節 その他規律等	第5章 公益法人が遵守すべき財務規律等	第1節 財務規律 第2節 情報開示 第3節 その他規律等

1 第4章 公益信託認可の申請等

(1) 信託行為に関する留意事項

(2) 公益信託認可の申請

第4章 公益信託認可の申請等 (1) 信託行為に関する留意事項

項目	御意見をいただきたい内容	対応方針案																				
信託行為に関する留意事項（総論） 資料2・P20	○ 公益信託の認可と信託行為及び信託の効力発生タイミングの関係をどのように考えるか。	○ 公益信託の認可の際には、細部を含む正式な信託行為（信託契約）の内容が確定し、当該内容での信託行為の成立（信託契約の締結）を求める。 ○ 公益信託の効力発生と信託行為タイミングの関係は以下のとおり。 <table><tr><th rowspan="2">効力発生</th><th colspan="2">信託行為のタイミング</th></tr><tr><th>認可前</th><th>認可後</th></tr><tr><td>① 契約の締結日に効力発生</td><td>—</td><td>○</td></tr><tr><td>② 行政庁認可を停止条件とする方法</td><td>○</td><td>—</td></tr><tr><td>③ 行政庁認可日を始期と定める方法</td><td>○</td><td>—</td></tr><tr><td>④ 行政庁認可後に委託者と受託者が別途合意する日（3ヶ月以内）</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>⑤ 行政庁認可後の特定の日（例：4月1日）</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> （備考） ・ ④、⑤は合理的理由がある場合にのみ認められる ・ 認可前に作成した契約書には印紙税（200円／通）が課される（印紙税法別表第一第十二号） ・ 認可後の場合、④、⑤の「行政庁認可」は「契約締結」と読み替える。また、契約締結の旨の報告を要求	効力発生	信託行為のタイミング		認可前	認可後	① 契約の締結日に効力発生	—	○	② 行政庁認可を停止条件とする方法	○	—	③ 行政庁認可日を始期と定める方法	○	—	④ 行政庁認可後に委託者と受託者が別途合意する日（3ヶ月以内）	○	○	⑤ 行政庁認可後の特定の日（例：4月1日）	○	○
効力発生	信託行為のタイミング																					
	認可前	認可後																				
① 契約の締結日に効力発生	—	○																				
② 行政庁認可を停止条件とする方法	○	—																				
③ 行政庁認可日を始期と定める方法	○	—																				
④ 行政庁認可後に委託者と受託者が別途合意する日（3ヶ月以内）	○	○																				
⑤ 行政庁認可後の特定の日（例：4月1日）	○	○																				
信託行為に関する留意事項（4. 帰属権利者） 資料2・P22	○ 「帰属権利者」を定める方法等をどのように考えるか。	○ 「帰属権利者」を定める方法は、次の方法が考えられるが、公益信託の存続期間が短い場合や受託者が信託銀行や公益法人のようなガバナンスを確保されていない場合などには、①の方式が望ましい。 帰属権利者の決定が受託者等の裁量に委ねられる場合は、受託者の経理的基礎及び技術的能力、信託管理人の監督能力等を判断するに当たって考慮される。 ① 順位を付して複数の個別団体等の名称（最劣後は②の方法）を明記する方法……委託者の意思を明確に示し、公益信託の透明性が確保される。ただし、明記した団体が不祥事等を起こす等合理的理由があれば、受託者、委託者（現に存する場合）、信託管理人等の合意で順位を変更可能とする。 ② 受託者が公益信託法第8条第13号に規定する者の中から信託行為に定める手続（例：信託管理人や合議制の機関の同意）を経て選定する方法 ※ 公益法人制度においては、贈与先を「認定法第5条第20号に掲げる者」と定めるのみで足りるとしている。これは、①同号に規定する定款の定めは変更することができないこと、②大半の公益法人が期限を定めることなく存続、③公益法人、法令に基づき法人のガバナンスが確保されていること等を踏まえたものである。																				

第4章 公益信託認可の申請等 (1) 信託行為に関する留意事項

項目	御意見をいただきたい内容	対応方針案
信託行為に関する留意事項（5. 委託者及び受託者の氏名及び住所） 資料2・P23	○ 任意的記載事項として信託行為に定める「委託者の権限」の考え方について	○ 任意的記載事項として公益信託法に規定のない「委託者の権限」を信託行為に規定する場合の留意点として、以下の考え方を明示 - 公益信託事務は、受託者の責任において実施する必要があり、委託者が拘束力のある指示等を行うことはできない。 - 法令に反しない範囲で、信託行為において公益信託事務の遂行に当たって委託者が助言をするなど、何らかの権限を置くことは否定されない。その際には、公益信託が委託者の私的利益のために用いられることがないよう配慮することが求められる。 - 信託行為において、委託者の権限が規定されている場合には、行政庁の審査・監督に当たり、公益信託事務に該当するか、委託者等に特別の利益を与えるものでないか、チェック。 - 委託者の助言や指示等は、受託者の善管注意義務を軽減する理由とはならず、委託者の助言や指示等があったとしても、信託の目的に沿わない行為をしたときには、受託者の損失填補責任その他の責任は免れない * 委託者の権限等に関して、第4章第11.5にコラム的に記載

第4章 公益信託認可の申請等 (1) 信託行為に関する留意事項

項目	御意見をいただきたい内容	対応方針案
信託行為に関する留意事項（6. 公益信託の目的） 資料2・P26	○ 公益信託の目的についての記載の考え方と記載例について	○ 「公益信託の目的」は、以下のとおり公益信託の運営に際しての根幹となる概念であり、また、公益信託の目的と公益事務の目的は、平仄を合わせることを原則として取り扱う予定（第2章第2参照）であり、公益信託の認可や監督において、公益信託の目的に即して公益事務が実施されるかチェックされることを想定している。 ・ その達成又は不達成が公益信託の終了事由に該当する ・ 公益信託の目的の変更は、公益信託の目的に類似するものである場合に限り許容される ・ 受託者及び信託管理人の権限の範囲を画し、権限行使の軌範（読替信託法第30条） ・ 利益相反行為の制限等に係る判断基準 ○ 以上を踏まえ、委託者の意思を踏まえて明確に示すことが求められ、どのような公益を目的に、どのような事務を実施するかが明確になるよう記載することが必要であることを明記する必要がある。例えば、次のような例が考えられる。 ・ 奨学金支給……学業に意欲を持ちながら経済的に恵まれない学生への奨学金の給付を行い、もって我が国の将来に寄与する人材を育成することを目的とする。 ・ 癌治療研究助成……癌の早急な根治療法の確立を目指して、癌治療研究者の研究活動に対して助成を行い、もって学術の振興と福祉の向上に寄与することを目的とする。 ・ 子ども食堂の運営……経済的に恵まれない子ども達に、食事や学習指導、居場所を提供し、子どもたちの豊かで充実した生活と社会づくりに寄与することを目的とする。

第4章 公益信託認可の申請等 (1) 信託行為に関する留意事項

項目	御意見をいただきたい内容	対応方針案
信託行為に関する留意事項（9. 信託財産の運用） 資料2・P29	○ 信託財産に属する金銭の「運用」と「収益事業」の関係をどのように考えるか。	○ 公益事務のみを目的とする公益信託においては、「運用」と「収益事業」を峻別する必要があること、また、金融商品に関しても不動産やリース資産の小口化商品や会社・組合スキームを活用した商品等「事業」的な性格が強い多様なものが登場している現状を鑑み、公益信託における「運用」の考え方として次の事項を明示する。 ① 預貯金、投資信託、株式、信託受益権等運用可能対象の限定列挙 ② 「金銭」で拠出し、原則「金銭」で償還（金銭は「円貨」とする。また「賃貸不動産」や「リース資産」等の収益事業に該当する資産が償還されるものは不可。） ③ 流動性の確保（＝上場や契約上の権利にて換金性の確保） ④ 運用先の事業が「不動産賃貸業」等の「収益事業」に該当する場合、当該事業の遂行について指図、同意、承諾等の関与がないこと。
信託行為に関する留意事項（9. 信託財産の運用） 資料2・P29	○ 信託財産に属する金銭の「運用」に係る信託行為への記載について、どのような内容を求めるか。	○ 「利殖目的」の金銭の運用は、委託者にとっても重要な事項であるため、委託者の意向を踏まえた「運用可能対象の範囲」と「運用に関する基本方針」の2点を信託行為で明確化することを求める。 ① 「運用可能対象の範囲」…預貯金、公社債、投資信託、投資口、株式等から委託者と受託者が合意した内容 ② 「運用に関する基本方針」…ポートフォリオ方針、リスク性資産の範囲、目標リターン、割合等 ○ 規定されない場合は、リスク資産による運用も許容されているとして取扱い、受託者において当該運用を行う能力があるか否か判断

第4章 公益信託認可の申請等 (1) 信託行為に関する留意事項

項目	御意見をいただきたい内容	対応方針案
信託行為に関する留意事項 (17. 合議制機関) 資料2・P41	○ 合議制機関における以下の事項をどのように考える。 ① 「適正な運営のための必要不可欠」の考え方 ② 信託行為に定める具体的な範囲について ③ 合議制機関の委員等の選任について	① 「適正な運営のための必要不可欠」の考え方 → どのような場合に「公益信託事務の適正な運営のために必要不可欠なもの」となるかは、第2章（公益事務該当性確保）及び第3章（経理的基礎及び技術的能力）において記載。他の手段によって対応できる場合であっても、合議制機関を置くことによって要件を充たす場合には、必要不可欠となる。 ② 信託行為に定める具体的な範囲について → 具体的にどの程度の規定が必要かは、受託者の裁量を縛る必要性、合議制機関の設置が必要とされる趣旨（公益信託のガバナンスの確保か、専門性の確保か、など）により異なる。職務や権限の細部は信託行為ではなく受託者内部の「規程」に委ねる、構成員の数等について幅を持った記載とするなども可能。 例えば、ガバナンスが確保されて法人において、公益事務に係る専門性等を確保するために合議制機関を置く場合は、合議制機関の権限を助言等とし、受託者が規程に基づき委員の任命や報酬の決定等を行うといったことが考えられる。 一方、ガバナンスの確保の観点から合議制機関を置く場合は、重要な意思決定について合議制機関に承認等の権限を付与し、委員の選任や報酬等について信託管理人の同意を得ること等について信託行為に明記することが考えられる。 ③ 合議制機関の委員等の選任について → 合議制機関の選任方法については、公益信託の目的に応じた学識経験を有する者、公益信託の適正な運営に必要な実務経験を有する者等から適切に選任されることが明らかな必要がある。また、合議制機関がガバナンス確保の役割を担う場合、特定の親族に支配されることは適切ではないことから、特定の親族等の数が合議制機関の委員の数のうちに占める割合は、三分の一以下とすることが望ましい。

第4章 公益信託認可の申請等 (1) 信託行為に関する留意事項

項目	御意見をいただきたい内容	対応方針案
信託行為に関する留意事項（18. 利益相反取引に係る事項） 資料2・P42	○ 利益相反行為等の具体的な例示について	○ 信託法第31条第1項各号は、利益相反行為の制限について規定しているが、同条第2項第1号において、信託行為に定めがある場合等については、当該行為を行うことができると規定されている。 また、第32条第1項は競合行為の制限について規定しているが、同条第2項は受託者の固有勘定又は利害関係人との取引について、信託行為に定めがある場合等には、当該行為を行うことができると規定されている。 （例1）受託者（信託銀行）が信託財産を自ら（信託銀行）の普通預金にて運用する、事業型の公益信託などにおいて、受託者（NPO法人等）が公益信託の目的のために、自ら（NPO法人等）の物品や役務（サービス）を提供し、その費用を信託財産から支出することなどが想定されるが、こうした行為は、受託者が信託財産に物品や役務（サービス）を販売するものであり、信託法第31条第1項第1号に該当 （例2）子ども食堂を運営するNPO法人を受託者として子ども食堂を公益事務とする公益信託（第三者から安価で良い食材の提供）において、固有財産と公益信託のどちらに寄附があったものとするか（どちらの食堂で利用するか）といった問題が生じた場合に、仮に、固有財産に対する寄附として取り扱った場合に、信託法第32条第1項に該当し得ると考えられる。 ○ これらの行為は、取引条件次第によっては、受託者等に対する「特別の利益の供与」等（法第8条第5号又は第6号）に該当するおそれもあり、信託行為において当該行為の内容（容認する際の基準・手続き等）について明らかにすることが必要である。

第4章 公益信託認可の申請等 (1) 信託行為に関する留意事項

項目	御意見をいただきたい内容	対応方針案
信託行為に関する留意事項（18. 利益相反取引に係る事項） 資料2・P42	○ 相対的記載事項たる「利益相反行為等」について信託行為に記載がない場合の取扱い等をどのように考えるか。 ・ 必要性が生じた場合、信託行為を変更することなく、信託法第31条第2項第2号又は第4号を適用することは可能か。 ・ 信託行為で当該行為を制限できる第2号と制限できない第4号で取扱いが異なるか。 ・ 必要性が生じた場合、公益信託法の原則通り、信託の変更が必要か。	○ 以下の考え方を採用している。 ① 信託行為に記載がない場合には、委託者の意思は、原則として、利益相反行為等を禁止する趣旨であると解される。そこで、信託法第31条第2項ただし書きを踏まえ信託法第31条第2項第2号による利益相反行為は、信託行為に容認する旨の記載がない限り、取組むことはできないものと考えられる。 ② 一方、信託法第31条第2項第4号は、いわゆる緊急事態等に対応するための規定で、第2号と異なり信託行為での制限規定もないため、公益信託法第12条の変更認可手続を要することなく、取組み可能と考えられる。 ③ なお、第4号に基づく取引を行った場合、公益信託の状況に関する重要な事項（合同命令19条5項、33条）を記載しなければならない「信託概況報告」にて当該利益相反行為の重要な事項と信託法第31条2項4号に該当する旨の合理的な理由の記載を求める。 （参考）信託法第31条第2項 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる行為をすることができる。ただし、第二号に掲げる事由にあっては、同号に該当する場合でも当該行為をすることができない旨の信託行為の定めがあるときは、この限りでない。 一 信託行為に当該行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。 二 受託者が当該行為について重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき。 三 相続その他の包括承継により信託財産に属する財産に係る権利が固有財産に帰属したとき。 四 受託者が当該行為をすることが信託の目的の達成のために合理的に必要と認められる場合であって、受益者の利益を害しないことが明らかであるとき、又は当該行為の信託財産に与える影響、当該行為の目的及び態様、受託者の受益者との実質的な利害関係の状況その他の事情に照らして正当な理由があるとき。

第4章 公益信託認可の申請等 (1) 信託行為に関する留意事項

項目	御意見をいただきたい内容	対応方針案
信託行為に関する留意事項（18. 利益相反取引に係る事項） 資料2・P42	○ 信託法第31条第1項各号の取引に係る価格等の「取引条件」については、以下のいずれかの考え方を採用するか。 A案：受託者が第三者との間で行っている通常の条件を取引条件とする。 B案：受託者が負担した費用又は原価を取引条件とする。	○ 利益相反行為に該当する受託者が提供する物品や役務の価格等の取引条件については、両案を並列的に採用するが、受託者に対する「特別な利益」の提供が禁止されている公益信託の性格に鑑み、以下の何れかの事項を求めるものとする。 ① 同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立する通常の客観的な取引の条件と比べて、受託者に有利にならない「ミニマムベネフィット」を上回らない水準であること。 ② 受託者が負担した費用又は原価を合理的に算出できる場合は、当該算出結果をもって取引条件とすること。 ③ ①又は②の対応できない場合、個別取引について重要な事実を開示して、信託管理人の同意を得ること。この場合、「信託概況報告」（合同命令19条5項、33条）に当該利益相反行為の重要な事項と信託管理人に開示した内容等を記載すること。
	【B案の補足説明】 ○ 利益相反行為に該当する受託者が提供する物品や役務の価格等の取引条件については、原価を原則とする。 ○ ただし、受託者である信託銀行が固有業務である銀行の口座の開設や振込業務を行う場合にまで原価の算定を求めることは適当ではないことを踏まえ、次のいずれかの場合は、原価以外の価格で取引することができるとする。 ○ 公益信託の受託者は、信託報酬にて一定の利益を得ることが許容されるが、信託報酬以外に利益を得ることは、基本的には想定していない。公益信託の信託財産と受託者の間の取引については、特別の利益に該当することがないか厳格に審査することを想定しており、通常の「利益相反行為」と比べて厳格に判断することを想定している。 1 受託者が、不特定多数の者に共通の価格でサービス等を提供している場合において、次のすべてを満たすとき。 ・ 公益信託の内容等に照らして、当該サービス等の重要性が乏しいこと ・ 価格等の取引条件が公表されており、不特定かつ多数の者に共通の取引条件が適用されている実態があること ・ 他の団体等が提供するサービス等を利用した場合と比較して、受託者に有利にならないこと 2 受託者に利益が生じないことについて ・ 委託者に重要な事実を開示した上で、信託行為に具体的な取引条件が規定されていること（委託者に開示した内容は、行政庁に提出（規則2条3項3号）） ・ 信託管理人に対して重要な事実を開示して、その同意を得た条件で行われること（信託管理人に開示した内容は、信託概況報告に記載し、開示） 3 社会通念に照らして、受託者に利益が生じないことが明らかな場合	

第4章 公益信託認可の申請等 (2) 公益信託認可の申請

項目	御意見をいただきたい内容	対応方針案
公益信託認可の申請（申請書記載事項・添付書類等） 資料2・P2	○ 受託者が個人である場合の受託者の住所・住民票の住所と事務所等について（事務所等についての確認方法）	○ 公益信託認可の申請書及び信託行為には、受託者の住所を記載する必要がある（公益信託法第7条第2項第2号、公益信託規則第1条第1号）。また、公益信託の受託者は、その住所に財産目録等の書類を備置き、閲覧請求があった場合には対応する必要がある（公益信託法第20条）。 ○ 受託者が個人である場合の「住所」については、原則として、住民票上の住所とする。ただし、例えば、個人事業主たる弁護士は、その活動の拠点として住民票上の住所とは一致しない事務所を設けて業務をする場合があることを考慮する必要がある。当該事務所も生活の拠点の一つであると考えられること（※）に加え、業務上の書類は事務所に保管することが一般的であることや例えば弁護士法人が受託者である場合の書類の備置き等は事務所となることとのバランスをも考慮し、個人事業主が受託者となる場合の住所については、その事務所の所在地とすることを許容する。 なお、この場合の本人確認書類（公益信託規則第2条第3項第1号）については、個人番号カードの写し等に加え、当該事務所の所在地が記載された、士業の資格者団体が発行する身分証明書の写し等、事務所の所在地を証する書類を添付するものとする。 （※）「住所」とは、各人の生活の本拠であるところ（民法第22条）、住所の個数の考え方については単一説と複数説とがあり、現在の複雑な生活関係においては、人の生活の場所的中心は一個に限らないとする複数説が支配的であるとされている（山野目章夫編「新注釈民法(1)総則(1)」）。

第4章 公益信託認可の申請等 (2) 公益信託認可の申請

項目	御意見をいただきたい内容	対応方針案
公益信託認可の申請（申請書記載事項・添付書類等） 資料2・P2	○ 遺言信託における申請について	○ 公益信託は、遺言信託（遺言にて設定する信託）による方法も可能であるが、遺言信託における受託者の確定は、以下の理由により遺言の効力発生（＝遺言者死亡）後となるため、遺言信託による公益信託の申請は、遺言の効力発生（＝遺言者死亡）後に行うものとする。 ① 遺言者は、遺言の撤回や内容の変更が可能のため、遺言者の生存中においては公益信託に係る内容の削除や変更の可能性が否定されないこと。 ② 遺言にて受託者となる者が指定されても、指定された者は公益信託を引受けるか否かを選択でき（信託法第5条1項）、公益信託を引受けない可能性があること。指定された者が引受けない場合、裁判所が受託者を選任することとなる（信託法第6条第1項）。
公益信託認可の申請（申請書記載事項・添付書類等） 資料2・P6	○ 受託者（個人）の固有財産に属する財産及び収入の状況を明らかにする書類について	○ 個人（法人その他の団体以外の者）が受託者である場合の当該受託者の財産及び収入の状況を明らかにする調書については、前年（又は前年度）の年収並びに主な資産及び負債の額（その種類を含む。）を明らかにするものとする。 この場合において、当該個人が個人事業主であって、貸借対照表を作成しているときは、貸借対照表及び損益計算書を当該書類として取り扱う。 なお、公益事務の内容、信託財産の内容、受託者の収入及び財産の状況等に照らして必要がある場合には、行政庁が必要と認める書類として追加で説明を求めることがあり得るものとする。

第4章 公益信託認可の申請等 (2) 公益信託認可の申請

項目	御意見をいただきたい内容	対応方針案
公益信託認可の申請（申請書記載事項・添付書類等） 資料2・P8	○ 委託者が承諾したことを証する書類について	○ 公益信託は、委託者が、その思い・意思を実現するために財産を受託者に信託して、公益事務を行わせる仕組みであり、その趣旨を踏まえると、申請に係る公益信託の内容について受託者が十分に理解した上で、申請内容が委託者の思い・意思に沿ったものであることを確認することは、極めて重要である。万一、受託者（候補）等による不適切な勧誘により、委託者の意思に沿わない公益信託が行われることがあれば、制度の信頼性を揺るがすことにもなりかねない。このため、受託者は、委託者に対して公益信託の内容等について十分に説明する必要がある、その上で、委託者が承諾することが求められる。 ○ 受託者は、 ・ 信託行為の必要的記載事項及び相対的記載事項（信託行為において記載を必要としている趣旨を含む。）その他信託行為の内容 ・ 申請書及び申請書に添付する書類（事業計画書及び収支予算書等）の内容について説明することが求められる。

（※）信託業法（抄）

（信託契約の内容の説明）

第二十五条 信託会社は、信託契約による信託の引受けを行うときは、あらかじめ、委託者に対し当該信託会社の商号及び次条第一項第三号から第十六号までに掲げる事項（特定信託契約による信託の引受けを行うときは、同号に掲げる事項を除く。）を説明しなければならない。ただし、委託者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（信託契約締結時の情報の提供）

第二十六条 信託会社は、信託契約による信託の引受けを行ったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、委託者に対し次に掲げる事項に係る情報を提供しなければならない。ただし、当該情報を委託者に提供しなくても委託者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一・二（略） 三 信託の目的 四 信託財産に関する事項 五 信託契約の期間に関する事項

六 信託財産の管理又は処分の方法に関する事項（第二条第三項各号のいずれにも該当しない信託にあっては、信託財産の管理又は処分の方針を含む。）

七 信託業務を委託する場合（第二十二条第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。）には、委託する信託業務の内容並びにその業務の委託先の氏名又は名称及び住所又は所在地（委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続）

八 第二十九条第二項各号に掲げる取引を行う場合には、その旨及び当該取引の概要 九 受益者に関する事項 十 信託財産の交付に関する事項

十一 信託報酬に関する事項 十二 信託財産に関する租税その他の費用に関する事項 十三 信託財産の計算期間に関する事項

十四 信託財産の管理又は処分の状況の報告に関する事項 十五 信託契約の合意による終了に関する事項 十六 その他内閣府令で定める事項

2 第5章 公益信託の財務規律・情報開示等

(1) 信託事務年度終了後に作成・備置きする書類

(2) 信託法第37条第1項及び第2項に規定する書類

※財務規律/通常の公益信託に係る会計の在り方に関しては、

9月に論点化（なお、後者に関しては現時点の考え方を
ガイドライン（案）イメージに記載済み）

第5章 公益信託の財務規律・情報開示等 (1) 信託事務年度終了後に作成・備置きする書類

	御意見をいただきたい内容	対応方針案
(1) 信託事務年度終了後に作成・備置きする書類 資料3・P	○ 受託者に、「貸借対照表の要旨その他の財務に関する状況」を記載した書類として何を求めるか。 (イ) 理事、取締役、監事、監査役の数その他の役員に関する状況 (ロ) 貸借対照表の要旨その他の財務に関する状況 (ハ) 職員又は従業員の数その他の状況 (二) 寄附行為、定款、規則その他の基本約款に関する事項 (ホ) 当該受託者の職業に関する事項（個人の場合）	○ 現に信託財産を管理し、公益事務を実施するのは受託者である。そのため、公益信託の透明性を確保するためには、受託者がどのような組織や規模で、どのような活動を行い、どのような経済基盤を有しているかは、公益信託の透明性を確保する上でも、公益信託に寄附等を考える国民にとっても重要。 これらの情報は、受託者の経理的能力及び技術的能力、継続処理能力、特別の利益供与等の観点から、公益信託の運営をチェックする上でも重要な情報。一方、受託者の一会社としての競争上の利益や、一個人としての個人情報の保護にも配慮することが求められるところ、受託者が法人の場合と個人の場合とに分けて、以下のとおりとする。 【受託者が法人の場合】 ・ (イ) → 役員名簿（役職・氏名） ・ (ロ) → 原則、貸借対照表/損益計算書及び事業報告を求めることとする。 ※ ただし、法令で開示義務がある場合及び公益事務と法人等の固有業務とを一体的に実施する場合を除き、受託者の判断で貸借対照表の要旨（株式会社の場合は当期純損益金額も記載）を提出できることとする（貸借対照表等の本表は行政庁に提出されるが、非公表。） ・ (ハ) → 職員数（常勤・非常勤別） ・ (二) → 定款等 【受託者が個人の場合】 (ホ) 職業 ※ なお、「当該受託者の財産及び収入の状況を明らかにする書類」として年収並びに主な資産・負債の額（その種類を含む。）について提出を求める（非公表）

	御意見をいただきたい内容	対応方針案
(2) 信託法第37条第 1 項及び第 2 項に規定する書類 資料 3・P	○ 特定資産公益信託における信託帳簿について 【合同命令19条を適用する場合】	○ 特定資産公益信託についても、公益信託事務について、適切に記録することが求められるが、特定資産公益信託の要件に照らすと、「償却すべき財産」「減損損失が生じる資産」（棚卸資産やリスクのある有価償還など）「取り立て不能の恐れのある債権」「負債」「のれん」などは想定されず、一般的には ・ 寄附金の受け入れや利子等の入金 ・ 助成金等の支出や信託報酬に係る出金 ・ 国債、預貯金等に係る入出金 といった事項が適切に記録されていれば十分であると考えられる。 ○ したがって、特定資産公益信託の帳簿としては、次に掲げる事項が（契約書や通帳等と整合的に、且つ秩序立って）記載されていれば良いこととする。 ・ 信託財産の入出金の日付 ・ 入出金があった科目（助成金の給付や信託報酬等） ・ （仕訳帳想定）借方及び貸方（出金及び入金）の各科目の金額 ・ （総勘定元帳想定）借方及び貸方双方の残高及び合計金額 ・ その他必要な事項 ※ なお、特定資産公益信託であっても、不法行為や錯誤により取り立て不能の恐れのある債権等を取得する可能性や、金融機関や地方公共団体等の破綻などによる減損損失、助成の期ズレによる未交付配布金（未払金）の可能性は存在するところ、こうした事態が発生したときには、適切に記録される必要がある。 ※ また、上記の事項が記載されていれば、複式簿記による記載となっている必要はない。

	御意見をいただきたい内容	対応方針案
(2) 信託法第37条第 1 項及び第 2 項に規定する書類 資料 3・P	○ 特定資産公益信託における計算書類【合同命令19条の場合】 ・ 収支決算書 ・ 財産目録	○ 特定資産公益信託の計算書類も、会計の観点から、信託財産を活用した公益信託事務の実施状況及び信託財産の状況について、委託者・信託管理人・寄附者・取引関係者・行政庁など多様なステークホルダーに分かりやすく開示するために作成するものである。そのため、特定資産公益信託の計算書類も、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い（信託法 13 条）作成される必要がある。 ○ 収支決算書の科目等については、これまでの公益信託の慣行についても留意が必要であるところ、 ・ 収入の部⇒信託財産の運用額や寄附金等による収入額 ・ 支出の部⇒事業費の支出額や管理費（資料の通信印刷費や信託報酬等） を記載した上で、当期収支差額と期首及び期末の信託財産残高を末尾に記載するなどを想定して、引き続き、様式等の検討を進めることとする。 ※ なお、特定資産公益信託には財務規律が適応されないため、支出の部における事業費/管理費の区分について、これまでの公益信託の慣行において信託銀行が各社で整理していた区分を、特段変更することは求めない。 ※ 財産目録については、特定資産公益信託と通常の公益信託とで規定が変わることはなく、公益信託規則第43条に従って資産の部（流動資産及び固定資産）及び負債の部（流動負債及び固定負債）に区分する。

ワークショップについて

ガイドライン等の作成にあたっての具体的な事業モデルやニーズの把握、制度利用促進に向けた横展開可能なモデル事例の検討を主な目的とする

実施概要

日程：

(第一回) 9月3日(水) 14:00～16:30

(第二回) 9月19日(金) 13:00～15:30

(第三回) 10月6日(月) 15:30～18:00

場所：日本橋（予定）

参加団体：公募実施中(5団体程度)

※コミュニティ財団や

中間支援団体等の参加を想定



プログラム案（調整中）

No	プログラム内容
第一回	・ 団体事業紹介 ・ 公益信託の制度／ガイドライン説明（内閣府）
第二回	・ 事業案検討内容の発表（信託資産、事業内容、受託体制など） ・ 発表に対する討議、有識者コメント
第三回	・ 信託契約書(要綱)及び事業計画書／収支計画書検討の発表 ・ ワークショップを通じた制度への提言

有識者として参与皆様方のご参加もお待ちしております。ご参加可能な方は個別にご相談ください。